

第十回国会 衆議院 地方行政委員會議録第三十一号

昭和二十六年五月十五日(火曜日) 午前十一時八分開議

出席委員

- 委員長 前尾繁三郎君
- 理事 河原伊三郎君 理事 野村專太郎君
- 理事 藤田 義光君 理事 門司 亮君
- 石原 登君 大泉 寛三君
- 小玉 治行君 吉田吉太郎君
- 鈴木 幹雄君 床次 徳二君
- 山手 満男君 砂間 一良君

出席國務大臣

- 法務總裁 大橋 武夫君
- 出席政府委員

- 国家地方警察本部 齋藤 昇君
- 国家地方警察本部 齋藤 昇君
- 国家地方警察本部 加藤 陽三君
- 警視總監(総務部長)

五月十五日

委員河田賢治君辞任につき、その補欠として池田雄雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)

○前尾委員長 ただいまより會議を開きます。

警察法の一部を改正する法律案、内閣提出、第一四二号を議題といたしました。昨日に引続き質疑を続行いたします。砂間君。

○砂間委員 大橋法務總裁に質問をいたします。このたびの政府提出の警察法改正案の内容を見ますと、国家地方警察を非常に強化いたしました。自治体警察をこれに從屬させ、かつての警

察国家を再現するような反動的意図が、きわめて露骨にうかがわれるのであります。その二、三の点を指摘いたしますと、まず第十九条の改正で国家地方警察に警察学校の生徒等五千人を定員外に加えることによつて、国家地方警察の定員を非常にふやしておるといふこと。それから二十条の二の規定を新たに設けまして、都道府県知事は、治安維持上重大な事案につきやむを得ない事由があると認めるときは、国家地方警察に、その都道府県内の市町村警察の区域内における事案を処理させることを、当該都道府県公安委員会に要求することができるよう改正いたしました。自治体警察を国家地方警察に協力させる、そういうふうな改正であります。それから、その次には警察官の待遇のことにつきまして、これまで自治体警察の方で手が足りなかつた場合に、もつぱら国家地方警察の方に、応援を頼むことができるようになっておつたのであります。今度自治体警察が国家地方警察の要請に応じて応援できるようにしたというふうなことで、それから市街地の町村におきまして、自治体警察を廃止したときには、その定員を国家地方警察で補うようにした点、あるいは国家地方警察と自治体警察との連絡を非常に緊密強化したという点、さらに自治体警察の財産やいろいろの建物、土地等を、自治体警察をやめた場合に、国家地方警察の方に無償で移すというふうにした点、これらの点を通じてみまして、總

じて国家地方警察を非常に強化していき、こういう点がこの改正案の全体の中心をなしておるのであります。こういうことになりまして、これはきのうの他の委員諸君の質問の中にもあつたことと思ひますが、まづたく地方自治の精神が破壊されてしまひまして、ことに警察の建物等の建造につきまして、自治体警察を置くことになつた市町村等におきましては、税金だとかあるいは警察の寄付というふうなことで、莫大なる負担を負つておるのであります。そういうふうなものを国家地方警察の方に無償で委譲する、これは地方自治体が莫大な費用をかけてつくつたものを、ただでとるというのであります。それから、財政的にも非常になやみ方だと思つておられますが、その他の警察運用の面におきまして、まづたく自治体警察を国家警察に從屬させるという点が、きわめて露骨になつておるのであります。こういうことは一見してかつての警察国家を再現する方向に、政府の施策が動いておるといふことの端的な現われでありまして、日本の民主化あるいは非武装化、あるいは地方自治の發達という点に、まづたく逆行しておると考へるわけでありまして、これは大きく申しますと、ポツダム宣言の趣旨にも違反するばかりでなくて、一九四七年に新しい警察法を制定いたしました、警察制度を改革したのであります。当時マッカーサー元帥が時の内閣総理大臣にあつた書簡の趣旨にも違反することは、明らかだ

と思つておられます。マッカーサー元帥の書簡の点につきましては、過般來公聴會等におきましても、いろいろ論議されたことと思つておられますが、その書簡の要点を一、二読んでみますと、警察力を現在の中央集権の形態に保存することは、現在のところ、つまり従前の中央集権の形態に保存することは、新憲法の精神に反するので、警察力はすみやかに地方に委譲しなければならぬ、これがこの前の警察法改正の根本の点であつたのであります。さらに各市町村には、中央政府より独立した地方警察を設けるということも、はつきり書簡に表われております。また国家地方警察と自治体警察とのうちには、何らの指揮命令關係はなく、指揮命令關係をつくつてはいけないというふうなことも、はつきり書簡に表われておるのであります。

こういう書簡の精神をまづたく蹂躪されているというふうな考へるわけでありまして、ことに最近の警察の實際の運営を見ますと、警察法の前文に言われている「人間の尊嚴を最高度に確保し、個人の權利と自由を保護するため」といふふうなことや、あるいは警察法の第一条の第二項には「警察の活動は、嚴格に前項の責務の範囲に限られるべきものである」といふことも、日本憲法の保障する個人の自由及び權利の干渉にわたる等その権能を濫用することとなつてはならない」といふふうなことが、はつきり言われているのであります。ところが、こういうふうな点が、現実に事實において完全に蹂躪されておる。警察は国民の生命財産等を保護するといふふうな役割を越えて、まづたく人民彈圧の機關と化している。これが今日の實情であります。たとえば、三日前の前進座の搜索にいたしましても、あれほど多数の警官を動員する必要はないと思つておられます。新聞には三百七十人というふうに出ておりましたけれども、實際あそこで目撃した人の話によりますと、少くとも千名を下らない非常にたくさんの方が武装いかめしく行つたやうであります。しかもその搜索の状況等は、立会人もなくて勝手気ままにあの広い前進座の中を勝手に探しまわつておる、ああいうふうな搜索の状況を見ますと、これは犯人が、あるいは被疑者がいるかいないかを探すというのでなくて、いかにもしれないという單なる嫌疑によつて、不当に個人の住居や、あるいは家宅を侵害して行くということが明らかになるのであります。また以前の特高と同じような尾行をつける。これはこの一、二月ころのことでありまして、私の地方におけるいなかの住居なんかには、監視して、三人、五人の人を朝晝晩と監視している、こういうふうなことをやつておるのであります。ことに労働争議だとか、あるいは税金の問題についてのいろいろの紛争があつたときなどというものは、まづたく警官が人民を保護するのじやなくて、人民彈圧のために出て来て、めち

やくちやにこん棒や何かでなくつたり、あるいは殺傷しているという現状になつてゐるのであります。ことしの

メーデーなんかにはいたしましたが、芝公園に集つた労働者よりも警官の方がはるかに多い。こういうふうな現状でありまして、警察が人民を保護するのでなくて、人民の機嫌を悪くして

見た場合に、国家地方警察を強化するという行き方は、これは明らかにかつての警察国家を再現する日本の反動的な行き方でありまして、これはポツダム宣言の趣旨に反するばかりでなく、また新憲法の精神にも違反し、また地方自治をも破壊するものであるというふうに考へてゐるわけでありまして、この点につきまして大橋法務総裁の御所見を伺いたいと思つてあります。

○大橋法務大臣 砂間君の言われたことについて、私は全然反対意見を持つております。今回の改正におきまして自治体警察を国家地方警察に從屬せしむる意図が露骨に現れてゐる、こういう御見解でありまして、その証明といたしまして、たとえば十九條の改正によつて定員外の五千名を増員する、あるいは自治体警察の管轄に對して、国家地方警察が活動する場合のあること、それから国家地方警察の要請によつて、自治体警察が応援に行く場合がある、こういう点を指摘せられておるのであります。この十九條の改正といふものは、現実に現在国家地方警察がその職責を遂行いたしません上から申しまして、人員が非常に欠乏して困難をいたしております。これに對する措置として、学校へ行つて欠員になつておる部分を補充しようといふのであ

りまして、これは別に自治体警察を從屬せるといふようなものではないのであります。次に管轄外に對して国家地方警察が活動いたします場合、これは国家地方警察の一方的な発意によつて行われるのではなくして、民主的議会の批判を受けて、民主的に選出せられたところの都道府県知事というものが、その発意によつて治安上やむを得ざる事由ありとして要請をいたしまして、その要請をせられたる事案に限りまして、国家地方警察が自治体警察の管轄区域において活動するわけでありまして、従つてこれは当該事案の処理という限られた目的のために、国家地方警察が活動するのであります。何ら自治体警察を全体的に国家地方警察のもとに從屬せしめるというのではございません。これはまつたく警察上の一時的の便宜のための措置にはかならない。またその場合におきまして、自治体警察の警察官が都道府県公安委員会の運営管理に服する。これもまた事案を処理いたします上からいたしまして、技術的に必要やむを得ざることでございまして、これは決して自治体警察を国家地方警察に從屬せしめるといふのがごとき意図であると考へるべきものではないのであります。

○砂間委員 重ねて伺ひたいは、たゞいま大橋法務総裁が何か私の感覚に異なるところがあるといふふうな言われたのであります。私はむしろ法務総裁の感覚が少しおかしいといふふうな考へるわけでありまして、申しますのは、今現に警察がやつておることが、明らかに政治的に動いておる。たとえば共産党の弾圧とか取締りとか、あるいは労働運動の弾圧とい

ふふうなことは、これは單なる治安の問題ではなくして、明らかに政治的な意図をもつて動いておるといふことは明らかであります。そういうふうな實際の今の警察のやつておることを見ました場合に、これは決して單なる国内治安といふふうな警察本来の領域を越えて、政治的な意図をもつて、民主的な労働運動や、あるいはいろいろの政治活動を弾圧しておるといふことは、これはもう實際の状態を見れば、一番明らかなことでありまして、しかも單なる犯罪捜査や何かの上における技術的な上で、国家地方警察に協力させるといふだけにとどまつておらず、實際においては自治体警察が政府の施策、あるいは政治的方針によつて運営されて行きつづつあるし、またそれが特に今度の警察法改正によつて、強化されるのであらうといふことは、十分予想されるのであります。そういうふうな点につきまして、今の法務総裁の答弁というものは、まつたく白を黒といつてごまかすような答弁としか、私には受取れません。

さらにその次にお伺ひしたい点は、きのう他の委員からも御質問があつたかと思ひますが、自治体警察が廃止になり、その廃止になつたあとへ、国家地方警察を増員する場合に、その予算についてであります。大体国家地方警察の警察官一人についての平均の費用は、一年どのくらいのものでございませうか。また自治体警察を今度の改正法によつて廃止されて、何名くらいの国家地方警察官がふえるだらうという見込みでありますか。

○大橋法務大臣 たゞいま重ねて、現在の自治体警察が政府の意図を受け

て、政治警察的な行動をやつておる、あるいは一部の人々に對して弾圧をやつておるといふことを言つておられますが、政府といたしましては、さういふ意図は毛頭持つておりませんし、またさういふ指示をいたしたこともないわけでありまして、またたゞいま彈圧と言つておられます事柄は、おおむね法律の執行によつて当然なすべき警察の発動を、一方的な見地からこれを彈圧と言つておられることが多い、こゝ私に考へるのであります。他の御質問につきましては、便宜齋藤政府委員からお答へすることを、お許し願ひたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 一人当りの費用の比較は、お手元に表にしておまわししてございまして、それによつてごらんを願ひたいと思ひます。人件費は、国家地方警察におきましては一人当り俸給が八万八千七百七十六円、扶養手当が一万八千六百六十円、勤務地手当が五千三百四十二円。自治体警察は大小によつて違ひますので、ここに二つの例をあげておられますが、警視庁におきましては、俸給が十萬八千三百三十二円、扶養手当が一万二千八百三十円、勤務地手当が三萬八千九百九十円、東京都の福生町の警察におきましては、俸給が十萬三千五百八十円、扶養手当一万八千四百円、勤務地手当一万七千七百七十八円といふことになつております。全国平均いたしますと、自治体警察の方が人件費が高く支拂われております。もちろん中小の小さいところでは、国家地方警察よりも低いところもありまして、低いところの方が少いという状況でございまして、

○砂間委員 国家地方警察は、大体何

の地方分権でございまして、かくのごとき個々の實際的な事案について処理する場合、こういうことは、地方分権といふものを何ら阻害するものではないのでございまして、これは治安を確保するといふ技術的な要請にとどまるものでありまして、何らそこに政治的な意図とか、あるいはまた地方分権を破壊するといふような意図がある、こゝういふふうな筋合ひのものではないのであります。これをいかにもさういふ意図がある、こゝう言われる砂間君の感覺なるものが、何かそこにわれわれと違つたものがある、何かそこにおかれ、こゝういふことをおそれるわけでありまして、それからまた自治体におきまされる營造物の不要なもの、そしてそれはかつて警察に用いられておつた、これを国家地方警察におきまして無償で使用するとするといふ制度を設けておられますが、これは自治体において不要なものを無償で使用せられておらうといふ趣旨でございまして、決してただで取上げるというふうなものではございません。きまつて民主的、かつ合理的な根拠に立つて、でき上つておるものであるということ、虚心坦懐にお説きとを願ひたい、かように希望する次第でござい

ます。

人ぐらいいふえそうなんですか。

○齋藤(昇)政府委員 この予想が、私の方ではだいたいちよつといたしかねる次第であります。多分町村警察を置いておられる町村の住民投票によつてきめられる事柄でありますから、それをただいま予測をするということは、非常に困難な状況でございます。ただ町村警察の定員の全員が一万人九千人弱であります。全部廃止するといはしますと、一万九千人弱になります。この何割が廃止になりますか、予測を申し上げる段階にはございません。

○砂間委員 そうしますと、この改正案が通つた場合に、十月一日からその異動をやるわけですが、その実施する場合の予算は、補正予算があるいは追加予算なかで出すのですか。あるいはまたその財源はどう調達するのですか。

○齋藤(昇)政府委員 将来補正予算によつて御承認を得るように、大蔵省では大体計画を立てておるわけでございます。

○砂間委員 今地方で自治体警察を、実はもてあましておるところもあるようでありまして、それはもつぱら地方財政の窮乏というふうな財政の点が、最大の悩みになつておると思つております。地方自治の精神を生かすという意味におきまして、自治体警察はむしろこれを育成して行くという立場から、自治体警察をやめたあとで、また国家地方警察を持つて行くというふうな改正でなくて、むしろ平衡交付金を増額するとか、あるいは地方の財源をゆたかにしてやるというふうなやり方によつて、地方の財政負担を軽くして、そうして自治体警察を発達させて

行くというふうなことを、政府として

は考へておられないものかどうか。ことに自治体警察の方から来た請願書等を見ましても、組合警察というふうなこともいわれております。自治体警察は必ずしも人口五千以上の市街の町村だけに限定しなくて、もつと小さな市町村にも置けるようにして、この場合は数箇町村が寄つて、組合警察をやつて行けるようなふうな改正していただきたい、そういうふうな請願書等も出ておるようでありまして、それらの点も合せて、この自治体警察を育成して行くというふうな点について、政府は考へたことはないかどうか。それらの点について大橋法務総裁の御意見を伺いたいと思つております。

○大橋國務大臣 砂間君のたゞいまの御質問は、まことにまごつともございまして、政府といたしましてその問題を取上げて十分研究いたしましたことにはございまして。但しこの点につきましては、この私どもの考へたいたしましては、自治体警察を真に実力ある警察として仕立て上げますには、装備の問題あるいは施設の問題、こういつた点におきまして相当改善を要する点が多いのでございまして、これを理想的に実行いたすということになりますと、何分自治体警察、ことに町村におきま

る警察というものは、少数警察官の集合いたしました多数の単位になつておりますので、これらのそれらに於いて十分なる整備施設をやつて行くというところは、経済性の上から申しまして非常な困難がある、さうな点からできるだけこれを住民において希望があれば国家地方警察に改変する、国家地方警察となりまるといふと、こ

れはもう少し大きな単位の警察でござ

いますから、その整備等を進めて参るといふ点におきましても、さうぶる経済的に処理をすることができ、さういふふうな実情にあるわけでございます。自治体に対する財政交付金の面におきまして、警察費の負担の軽減といふことは、もとより必要なこととございまして、政府といたしましては極力考へてはおりますが、これと並行いたしまして、全体の警察力の強化をはかるために、装備施設等を十分行

う、このためにはやはりあまりに小さい単位の自治体警察というものは、できるだけ経済的な単位の方へかえて行くといふことが適當である、さういふ考へのもとに本案を立案いたしました次第でございます。

○砂間委員 たゞいま国家地方警察と自治体警察の場合におきまして、国家地方警察が整備施設の点においてま

るというふうな御説明があつたわけでありまして、国家地方警察の整備は、こん棒を持つたり、ピストルを持つたりしておるようでありまして、さういふふうな整備施設を現在持つておられるか。またそれらの費用、予算というものはどれくらいかかるか。あのピストルなんか、聞くところによりますとアメリカから借りておるのだといふふうな話もあるようでありまして、これは日本政府で調達してやつておるのか、あるいは外国から借りておるのか、あるいは地方の自治体警察にも、国家の方でさういふふうなものを調達してやるのか、トラックだとか、さういふいろいろな交通機関、あるいは電信電話だとか、さういふふうなものも国の方で援助してやるのかいふふうなことが

できないものか、あるいは考へておら

れるかどうかといふふうな点を、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。○大橋國務大臣 整備といたしまして御指摘になりました、たとえば警棒でありますとか、あるいは警察官のピストルでありますとか、かようなものは現在自治体警察もほとんどかわらないところのものを持つております。ただ国家地方警察と小さな自治体警察との間において、特に整備の上で格段の違いのありますのは、後段にお述べになりましたような、機動力のための車輛でありますとか、あるいは通信でありますとか、さういふ面でございます。この方は自治体警察、特に小さい単位の自治体警察については、非常に不十分でございます。これをまた十分に

にするといふことは、なか／＼経済の面から見まして、国家地方警察の場合に比べて、警察単位が多数にわたつておる関係上、困難が大である。それと同時に、もう一つ経済性の面で考へなければなりません。自治体警察といふものは、ことに小さな自治体警察におきましては、その一つ一つが独立の警察として単位をなしております。関係上、いわゆる内勤と申しますか、庶務的なあるいは会計的な、さういふ警察力の外部に対する行使でなく、警察部内の家事的な作業は、やはり小さな警察でも大きな警察でも、同じだけの手数を要するものであります。さういふ面にとられる人員とい

ものは、全体の能率の運営という面から申しますと、非常に不経済になつて来る、さういふ事案もあるわけでありまして、さういふ面から申しますと、細は、齋藤政府委員から申し上げます

ることをお許し願いたいと思つて

○齋藤(昇)政府委員 整備施設等の経費は幾らであるかといふお尋ねでございますが、たとえば車輛のごときにいたしまして、年々新車を買つて更新して参りますもの、あるいは修繕費等いろいろございまして、また種類もいろいろございまして、総括して幾らといふわけには、ちよつとただいま手元にこまかい資料を持つておりませんが、通信関係の費用といたしましてはおよそ年額十八億、これは整備の施設と通信料金等全部入れましてそのくらいであるといわれます。車輛費は器材と油、修繕費等を入れて九億くらいになつております。それから先ほどのお話のピストルには、自治体警察、国家地方警察両方を通じて、全部アメリカから無料で拜借をいたしております。このたゞいま無料でありまして、ただたまたまつきましては、再生弾はこちらで再生いたしておりますから、この費用は大した額にはなつておりませんが、二、三百万円だと思つております。それから鑑識施設につきま

しては、施設費、維持費を入れましてこれも二億以内にとどまつております。大体さういふ次第であります。

○砂間委員 これは小さいことですが、たゞいまピストルはアメリカから無料で借用しておるといふお話でありましたが、さうすると、借りておるものだとあとで返さなければならぬと思

うのですが、返すことになりますと、日本の警官はまる腰になつてしまふわけでありまして、そのあとはい体日本政府としてはどういふふうなされるつもりなんですか。ことに講和条約ができませんと、今は占領下でありまし

て、ピストルを借りるというようなことも、占領下の特殊事情としてできるかも知れませんが、講和会議でもできません。日本が独立国家になるという場合には、警官のピストルまで外国から借りておるといふようなことは、実際上できないでしょうし、また面子の上からいっても、あまり人聞きのいいことではないと思いますが、これらの点政府としてはそういう将来のことを、どういふふうに考えておられますか。

○大橋國務大臣 現在借りておるわけでありまして、この問題は講和会議におきまして、なるほどそういう現実を借りておるものが将来どうなるかというところはきまると思いますが、それによつてむろん政府としては措置をすべきものであります。ただいまのところその大本がきまつておりませんので、どうするといふことは考えておられません。むろん借りておるものを返すといふことになれば、それに対してかわりを充当するといふことは当然でありまして、そのあとはまる腰にしてしまふといふようなことは、とうてい考えられないことと思ひます。

○砂間委員 借りておるといふと、何か借用証書でも入つておるのですか、あるいは契約か条約か知りませんが、そういうふうなものでもできておるのですか。それとも単なる話し合いか何かでやつておるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 政府対GHQという関係の借用証書というふうなものはいれられておる。われ／＼の方といたしましては、責任管理者がたいてい管理してありますという報告を、向うに出しておるわけでありま

す。

○砂間委員 とさ／＼新聞なんかで見ますと、電車の中で乗つていた警官がピストルをとられたというふうな話も聞きます。そうかと思つて、交番に立つている巡査のピストルを奪うために、しかも強盗が目的で奪うために、飛びかかつて行つて行くといふようなことも、よく新聞に出るのであります。が、あつてとられたり、紛失したり、あるいはいためたりした場合には、あとで返済するときに、たいへん困るのではないかと思ふのですが、そういうふうな場合はどうなんですか。

○齋藤(昇)政府委員 紛失をいたしましたり、とられたりいたしました場合には、その旨を報告いたします。

○砂間委員 別の点について質問をいたします。政府は盛んに治安維持上、大いに警察力を増強しなければならぬといふようなことを言われておる。であります。国家地方警察が自治体警察に比べて、施設整備の点においてま

さるから、なるべく国家地方警察を増強する方向へといふようなお考えのようでありまして、しかし国家地方警察や自治体警察をいじらなくとも、あの警察予備隊という軍隊まがいでつかい予備隊があるのでありますから、特に警察法を今ごろ改正しなくてもいいのではないかと思ふのであります。予備隊との関係は一体どうな

るのですか。

○大橋國務大臣 予備隊につきましては昨日も御質問にお答えいたしました次第でございますが、これは日常の警察事務といふものは、できるだけ警察において担任すべきものだ。警察予備隊は、非常の暴動、そういうような場合におきまして、通常の警察力をもつて処理

できないといふような事案について行動を見る、こういう考え方でございませう。従ひましてここで警察法においていふところの警察力の増強といふのは、日常の警察事務といふものを眼目に置きまして、それについて必要な強化の措置を講ずる、こういう趣旨でございませう。

○砂間委員 日常の治安上のことについて、警察の方でやつて行くといふお話であります。この十二万五千の警察といふのは、これはピストルを持つてほんとうに出かけて歩いておる警官の数だろふと思ふのですが、そのほかに警察署の中にはいろいろな事務をつたり、電話をかけたたり、いわゆる警察関係の職員を言ひますか、吏員を言ひますか、そういう人がおると思ふのですが、それら十二万五千の定員外の人たちは、国家地方警察の場合、何名くらいになつておるのですか。

○大橋國務大臣 警察官のほかの警察職員の数、国家地方警察と自治体警察と合せて、約三万二千といふことになつております。

○砂間委員 今度の改正案によりまして、警察官の職権行使の規定についてであります。第五十八条の改正によつて、これまでは、国家地方警察及び自治体警察は、それ／＼の管轄区域内で行われた犯罪またはその管轄区域内に始まり、もしくは及んだ犯罪についてのみ、管轄区域外においてその職権行使を認められておつたのであります。それを今度は改正いたしました。これら

の管轄区域が広がつた。これらの犯罪のほか、これらに関連する犯罪についても、各警察はそれ／＼管轄区域外において職権を行うことを認めるこ

ととなつておるのであります。これらに関連する犯罪と申しますが、これは解釈の仕様によつては、非常に範囲を広げて行くことができると思ふのであります。大体これらの限度と申しますか、できれば二、三の実例を引いて、ひとつ御説明願ひたいと思ふので

す。

○大橋國務大臣 この関連する犯罪といふ用語でございませうが、これは刑事訴訟法第九条におきまして関連事件といふものが規定をいたしてございませう。それは「数個の事件は、左の場合に

関連するものとす。一 一人が数罪を犯したとき。二 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。三 数人が通謀して各別に罪を犯したとき。」従ひましてある容疑者を逮捕いたしました場合に

おきまして、その者がある警察の管内におきまして、一つの犯罪を犯した、その容疑をもつて逮捕した、取調べ中に、他の警察の管轄区域におきまして

他の犯罪を犯しておる、しかしそれは同一人によつて犯された犯罪でございませうので、これを関連事件として、この取調べを、逮捕いたしました警察署において行うことができる。こういうふうな趣旨でございませう。

それからなお第九条の第二項によりまして、「犯人贓物の罪、証憑湮滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。」つまり共謀したといふふうにとる。この共犯などがやはり関連事件として取扱うわけでありませう。これはすべて刑事訴訟法第九条に限定をいたしてございませう。それと同一に解釈をし、この趣旨によつて取扱つて参るつもりでござい

ます。

○砂間委員 一応法的な解釈は、刑事訴訟法の今読み上げられたようなこと

でやつておられるかも知れないのですが、実際に地方で警察が出かけて行く場合には相当広く解釈されて、たとえ

ばストライキをやつたといふふうな場合には、税金闘争をやつたといふふうな場合には、関連したといふことで、広く捜査

したり検査をするといふふうなことが、実際に行われておるのであります。こういう点は今後職権濫用にならぬように、特に注意していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、第二十条の二の規定を設けられた理由についてであります。せんだつての政府委員の提案理由の説明の中には、自治体警察がその措置すべき事案を処理せず、またはその処理が適切でない場合、これをそのまま放置するときは治安上憂慮すべき事態であるのにかかわらず、警察法に定める当該自治体公安委員会の国家地方警察への援助の要求が、何らかの理由によつてなされない場合においても、現行法上は適當の対策が考慮されておらないので、こういう規定を設けて、治安の万全を期することにいたしました。このことになつておりますが、第二十条の二の規定によりまして、これを悪用いたしまして、これは非常な自治体警察に対する干渉が行われるといふことになるとおると思ふのであります。たとえ

市民の権利として、その自治体警察あるいは市の公安委員会ではこれを黙通している、そういう場合におきまして、県の公安委員会なり、あるいは国家地方警察の方で、あれはけしからぬ、あれは陣圧してやれというふうになりまして、自治体警察や、市の公安委員会では何ら干渉する意図がなく、すぐ国家地方警察の方が出て来て、あるいはその指令によつて陣圧させられるという事態が頻々として起ることになると思つております。こゝういふような点について、そういうふうな運用されないという保障があるかどうか。そういう場合の心配の点について、大橋法務総裁の御説明を聞きたいと思つております。

○大橋國務大臣 この点は私もいじつたし、自治体警察に対する国家地方警察の無用な干渉というふうな事案は、とうとう忍ぶべからざるところでございますので、十分心配をいたした点でございますが、この出動の要請というものは、御承知の通り都道府県知事の要請によつて行われるのでありまして、しかもその要請の行われる条件として、都道府県知事が治安維持上、重大な事案についてやむを得ない事由があると認めるときでなければならぬ、こういうことに規定をいたした次第でございます。そして都道府県は御承知の通り民主的な公選によつて都道府県の有権者から選出せられた機関でありますし、またその職権の行使につきましては、民主的なる都道府県会というものがあつて、たえずこれを批判いたす機会があるわけでございます。この出動を要請いたしました場合には、後日必ず都道府県

知事は法律上の義務として、都道府県会にその事案を報告しなければならぬ。この報告に対して、都道府県会におきましては、十分批判の機会があるわけでありまして、従つてこれに警察民主化を阻害する、あるいは一方的な陣圧、干渉というふうな点は十分に予防され、または正される道が開かれておるもの、こゝういふふうにご考慮を要すると思つております。

○砂間委員 都道府県知事が公選されて出ているんだから、これはもう民主的だというふうな御意見ですが、それは今の実際の政治の現状を見ておられないと思つて。それは形の上では公選されて出ているのでありますが、また各府県議会のうちにも、公選によつて構成されておられるけれども、実際におきましては、もう中央政府に完全に牛耳られておられるという実情でございます。中央政府の言うことを聞かなければ、平衡交付金の割当を減してやるとか、あるいは災害復旧だとか、公共事業等いろいろ要望があつてもやつてくれない。あるいは供出の割当を多くする、いろいろな面を通じて、完全に中央政府に押えられておられるというふうな現状でありますから、単に公選されて出て来たというだけでは、その保障にはならないと思つて。そういうふうな点について、今の法務総裁の御答弁は、何か詭弁を弄しておられるように、私には聞かれるのであります。しかしその点は、それだけにしておきます。まだあとこまかい点もありません。一応以上で打切つておきます。

○大橋國務大臣 私は、単に公選されておるからということでは、

ございませぬ。公選されておるといふことも、一つの理由であると同時に、この事案については、事後遅滞なく都道府県会に報告しなければならぬ、その場合におきまして、民主的な機関でありまして都道府県会において、十分これに対して批判をする機会が與えられるからして、従つて御心配のような誤つた不当な運用は、十分に予防され、または正される措置が講じられておる、こゝういふことを申し上げた次第であります。

○藤田委員 ちよつと議事進行……昨日から警察法の本格的な審議に入つておりますが、ごらんの通り與党諸君の出席が非常に悪い。これは全國民が注意しております警察法の改正に關しまして、審議を急進しておるといふような誤解を起しやうい。従つてきようは野党の方が今人数も多いというふうな状況でございます。ぜひとも委員長から嚴重に注意されまして、この委員会の運営に支障がないようになつていただきたい。採決の日だけ出て来て、内容を無批判に賛成するといふような誤解がないように、ひとつぜひとも注意していただきたい。

○前尾委員 門司亮君。門司委員 大体警察法の修正の点については、各委員からおそく聞かれておると私は考へておりますが、多少重複する点があるかと思つて、その点はひとつ同僚各位に御了承願つておきたいと思つて。

して、性格がまだにはつきりしておらない。政令の第三条を讀みますると、警察予備隊の任務その他については別の政令でこれを定めるという規定があるからであります。ところが警察予備隊ができてから、今日まで相当な日にちがたつておりますが、依然としてこの警察予備隊の任務がはつきりしておらない。一体いつごろ政令を出す御予定なのか、あるいはその任務は、一体どのようなことが構想されておるか、これを私が聞きますのは、この警察予備隊の政令の附則の第四項には、明らかに、内閣総理大臣は、国家警察をして警察予備隊の事務の一部を遂行させることができる、こゝういふ規定になつておる。そうすると、どうしても国家警察が警察予備隊の事務の一部を当分の間遂行することができるとなれば、国家警察の性格というものが、はつきりしていなければならぬはずである。これは一体いつごろはつきりした政令を出しになるのか、それから現在この警察予備隊の政令の附則の第四項というものは、一体どういふふうにお考へになつておるのか、その点をまず最初に伺つておきたいと思つて。

○大橋國務大臣 警察予備隊令の附則第四項におきまして、「内閣総理大臣は、当分の間、国家地方警察の機関をして、警察予備隊の事務の一部を取り扱わせることができる」とあります。これは、これは、これは警察予備隊の創設に際しまして、全国から多数の隊員を募集したさなければならなかつたのであります。この隊員の募集の事務でございます。これは、本来警察予備隊の事務でございます。しかしながら警察予備隊それ

自体の機関が、まだ完成いたしていませんのでした關係上、全国的な組織を持つておりますところの国家地方警察の機関に、この募集の事務を一時取扱わせる。こゝういふ必要があつたわけでございます。それで警察予備隊の隊員募集に關する事務の一部を取扱させた次第であります。

それから警察予備隊の任務に關し必要な事項は政令で定める。こゝういふおられますが、これは警察予備隊令施行令におきまして必要な規定をいたしたの第十三条の第一項におきましては、「警察官のうち部内の秩序維持の職務に従事する者は、左に掲げる犯罪について司法警察職員として職務を行

- 一 職員が犯した犯罪又は職務に従事中の職員に対する犯罪その他職員職務に關し職員以外の者の犯した犯罪
- 二 警察予備隊の庁舎、宿舍その他施設内における犯罪
- 三 警察予備隊の物件に対する犯罪

一項の規定による警察予備隊の行動に際し、司法警察職員として、現行犯人の外、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百十條の規定により被疑者を逮捕することができ、この場合において、当該現行犯人又は被疑者に対する（被疑者については刑事訴訟法第二百十條第一項の規定による逮捕状を得た後すみやかに）権限を有する国家地方警察又は市町村警察の警察官又は警察吏員に引き渡さなければならぬ。……

3 前二項の規定により司法警察職員として職務を行う警察官のうち、警長以上の者は司法警察員とし、その他の者は司法巡査とする。

この規定を警察予備隊令第三条によつて設けてごさいます。これ以外に、任務に必要事項は政令としてはただいま定めておりません。

他は第三条第一項並びに第二項によつてその任務はのぞから明らかであるかと考えます。

○門司委員 今政令の範囲を読み上げられたので、私も一応了承はしておりますが、そうすると警察予備隊というもののこまかい規定は、大体いつごろお出しになる予定であるのか、私の聞きたいのはその時期でありまして、問題は今度のこの改正法案によりまして、五千の増員が大体認められていく。それからさらに九万五千の増員をはずすということになっておりますので、警察官は相当ふえると考えます。そうすると一方には七万五千の国家警察官があつて、それがちょうど昔の憲兵と同じような組織だと思つております。現行犯に対しては司法警察職員

の任務ができるということになつておりまして、それをただちに当該警察官に引渡すことができるという事項は、昔の憲兵と同じような仕事をやるのだというふうな考えですが、そう考へて参りますと、警察官の増員の必要が考へられない。従つて予備隊の性格ももう少しはつきり出してまいりませんか、この法案を審議いたしまする上に、われ／＼は非常に支障があるのであります。大体この三条に定めております、政令で定める範囲は、どの程

度にされるつもりか、あるいはいつごろこれがつきりして出て来るものがあるか、その点をもう一度ひとつ伺つておきたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、やはりこの改正法案と関連がありますが、予備隊の出動の時期であります。政令によりますと、予備隊は大体国家非常事態にのみ出動するように、われ／＼は解釈できるのであります。ところが今度の警察法の改正では、さつきも砂間君から聞きました第二十条の条項によりますと、府県知事は事態がきわめて危険な場合等に対しては――府県と書いてありませんが、単に国家地方警察と書いてありますが、国家地方警察の出動を要請することができます。こういうことになつております。この問題は予備隊の規定から行きますと、内閣総理大臣の布告した国家非常事態の時だけしか出られないように、われ／＼は解釈しておられるのですが、今度の改正法との関連で、府県知事がそういうものを要請した場合にも、この警察予備隊というものが出動できるかどうか、この点をひとつお伺ひしたい。

○大橋國務大臣 警察予備隊の警察官の任務に必要事項は政令で定める、こういうことになつておりますが、政令はただいま申し上げました予備隊令施行令第十三条だけでございまして、このほかには別に特に定める必要を認めておりません。それで、どういう場合に出動するかということでございますが、これは治安維持のため特別の必要のある場合に、内閣総理大臣の命令によつてのみ出動することになりまして、別に他の

機関からの要請ということはず定されておられません。むしろ事実上情報としておまして、かような事態になつておるので、従つて出動の必要を認める、どうか出動をしていただきたいというふうな要請は、そういう場合におきましては、関係のいろいろな機関からあると思ひますが、しかし要請は法律上の必要になつておりません。それから警察予備隊が憲兵のようなものではないかというふうなお言葉が、ちよつとございしましたが、警察予備隊全体といたしましては、これは憲兵のようなものではないかと思ひます。申しますのは、従来憲兵というのは、陸軍あるいは海軍の部隊内部の規律の維持ということにつきまして、特別な司法警察的な権限を持つており、そのほか一般の市民に対しまして、ある条件のもとに司法警察的な任務を持つておつたのでございしますが、今回の警察予備隊におきましては、もちろんその中にかつての憲兵のごとき、予備隊の中

の犯罪を扱う者はおられます。しかしこれはきわめて少数でございまして、七万五千のうちで正確に記憶はいたしておりませんが、一千名足らず、これが全国の子備隊内の犯罪につきまして、排他的ではなく、一般警察と相並んで、特にそういったために司法警察の仕事を行つておる。そういうものを設けておるのでございします。しかしその他のもの全体は、平素は警察権を持つていないのでありまして、ただ総理大臣の命令によつて出動いたしましたる場合において、出動現場において発生した事件を、その現場において処理するために逮捕する、あるいはある程度の取調べをする、こういう同法警察

の職務を行う、こういう考え方でございまして、全体として憲兵のごとき司法警察を行うというふうな構想ではございしません。

○門司委員 だん／＼問題はつきりして来たような気がするのであります。憲兵のような性格を持つておる、これはさつき大橋さんのお読みになつた政令の中に、はつきりそういう事柄がありますし、それから今の大橋さんの御答弁では、私は警察予備隊の性格というものが、まだはつきりわからぬのであります。今の大橋さんの答弁をそのまゝ受取つて参りますと、まつたくこれは軍隊であると申し上げてもちよつともさつきかえない。その構想は、国家非常事態が宣言されまると、ちよつと以前の戒嚴令がされたのと同じような形でありまして、その戒嚴令がしかれた際に出動して参ります軍隊は、現地においてやはり司法権を持つておつた私は記憶いたしております。そして同じように、現行犯その他に対する取締りはやはりやつておつた。いわゆる戒嚴令治下に出動した軍隊というものは、補助憲兵というものがたくさんできて、これが警察官にかつて治安維持に當つておつたということ、私ははつきり言へると思つて、従つてただいまのような施設が、やはり警察予備隊の内部に必要だということ、その間の事情をはきつり示しておるもの、こういうふうな私は考へておるもの、ほんとうの警察予備隊の性格というものを、この辺でもう少しはつきりしておいていただきたい。私はどちらでもいと思つた。政府の意図が、そういう意図でございまして、この警察力というものを最後

でもけつこうだと思ひます。それはいづれかに、はつきりしておきまさんと、さつき申し上げましたように、一方において七万五千、厳密に言へば七万五千百名でありまして、七万五千の名の職員を含む警察予備隊があつて、その上にさつき申し上げましたように、今度五千の人間がふやされると、さらに九万五千の人間がふやされると、こういうことになつて参りますと、警察官の数が非常にふえて来る。戦争前にありました九万三千の警察官が十二万五千にふえて、その上に七万五千の警察予備隊ができて、その上に今度また五千ふやして、さつきしてわくをさらにはずされるということになつて参りますと、戦争前における日本の警察官の一体何倍になるのか。戦争前九万三千で、とにかく治安の維持ができておつたのに対して、今日のように警察官を非常にふやさなければならぬという事柄は、一体どこにそれらの目的があるのか。私のもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、この警察予備隊の性格を、もう少しはつきりしていただくということ、それから今度の改正法案で、さつき言いますように人がふえて参りますが、人をふやさなければならぬ理由が一体どこにあるのか。この二つの点をもう一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 なるほど戦争前におきましては、九万三千という警察官で、これに対して現在は警察官が十二万五千名、そのほかに警察予備隊が七万五千名、非常に多い、これは一応はさつき考へられます。しかし戦争前におきましては、警察の背後におき

的には補充する保障となつておりまし  
た軍隊というものがあつたわけでござ  
います。これは常時国内におきまし  
て数十万あつたわけでありませう。また  
これが国内の非常の場合におきまして  
は、現実には警察のために出動をいたし  
ておつたということもあるわけであり  
ます。これに比較いたしますると、現  
在の警察力というものは決して多きに  
過ぎるというふうには考えられない。  
私はこう思う次第であります。

○門司委員 それからも一つ基本的  
なものとして一応聞いておきたいと思  
います。これは、警察法全体に關連した  
問題であります。現在の警察の運営  
について、実は自治警察の連合会にお  
ける自警連というものがあつたのであり  
ます。これは御承知のようにとくに  
いろ／＼な問題を起して参りました。  
たとえば今度の警察法の改正等につ  
きましても、何か自警連と国家警察ある  
いは政府との間に話合いがつたか  
ら、これがまたつた両方の案である  
というふうなことで伝えられておつ  
て、また私も確かに、いろ／＼御心配  
をかけたが、そういうことになつたと  
いう意味の書類を受取つたように記憶  
するのであります。はつきりは覚え  
ておりませぬ。一体これは自治警察連  
合会というふうなものが、政府との間  
に話合いをした、そして警察法を改  
正することに大体意見がまとまつたか  
らというふうに――まあ出て来るとい  
いますか、くちばしを入れるような組  
織が、一体現在の警察法の中に認めら  
れるかどうか。私は今日の日本の警察  
の制度というものが、御存じのように  
自治警察にいたしまして、おの／＼  
運営管理をするものは公安委員会であ

る。公安委員会というものがあつて、さ  
らに上に自治体の長がおつて、そうし  
てすべてを政治的に運営しておるの  
に、一つの行政官であります警察官  
がおの／＼の団体を組織して、それが  
こういうふうな政治的に、法律の政  
等に対しても、何か自分たちが直接こ  
れに關連して、自分たちのものとし  
て、この政務が行われるのにつ  
て、何か了解を得たというふうなこと  
は、私はこの点は少し行き過ぎじやな  
いかと考へておられますが、總裁とし  
てはこの点どういうふうな考へてお  
りますか。

○大橋國務大臣 自警連と申しますの  
は、自治警察の警察長が、警察關係  
の事務の共同研究あるいは共同的に事  
務能率を向上させる、そういうことの  
ためにさうな団体を持つておるとい  
うふうな考へておられます。今回の警察  
法の改正にあたりまして、私といたし  
ましては、これは自治警察にも、国家  
地方警察にも、双方に關係のある事柄  
でございまして、公聽会的な意味  
におきまして、關係者各方面の方々の  
意見を聞くという意味において、自治  
警察の警察長等の意見も、やはり立案  
上参考に聞いたことがございます。し  
かしながらこれは参考にしたとい  
うだけでございまして、もとより話合  
いをつけるか、あるいは了解を得ると  
かいような、そういうものでござ  
いませぬ。

○門司委員 私のお聞きしてございま  
す。そのうち内容でありませぬで、実  
際の問題としてそういうことが言わ  
れ、またそういうことになつておると  
思ふ。もう少しはつきり言いますと、  
自治警察連合会というものが単に總裁  
の諮問といふか、お尋ねに對し  
て、實際上の事務を取扱つておる者  
として意見を開陳することには、私は何  
らさしつかえないと思ふ。しかしその  
範圍を越えて一つの団体としての行動  
として警察法改正に對して、片方には  
当面の責任者である公安委員会とい  
うものが存在しているにかかわらず、言  
いかえれば、一種の行政事務に携わつ  
ておる諸君が、この公安委員会とい  
うものを全然無視したような形で、警察  
法改正その他にいろ／＼政治的に動  
て来るということ自体が、私は實際上  
の問題として、必ずしもよいことでは  
ないといふふうには考へておられます  
が、この点についての大橋總裁の考へ  
を承つておきたい。

○大橋國務大臣 門司君のお話につ  
きましては、私もまったく同感でござ  
いまして、單に求められて意見を述べ  
るという範圍を逸脱いたしました政治  
的な動きをする、全国各地から集つて団  
体的に行動するといふようなことは、  
いやしくも責任ある警察官としては慎  
しんでいただくことが望ましい、かよ  
うに考へておられます。

○門司委員 これも大橋さん十分御存  
じのことと思ひますが、自治警察が  
おそらく現状のような形で、自警連とい  
うものを組織して、いろ／＼な意見を  
持つて来るということも、私は制度の  
上の一つの大きな欠陥ではないかと思  
ひます。今度の改正法案の要旨をいた  
しましては、自治警察は、いわゆる地  
方自治の建前を決して壊すものではな  
いといふことが考へられておる。また  
そういうことが言われておる。しかし  
ながら自治警察の非常に弱いという面  
について、これをどういふふう強化

して行くかということについては、ほ  
んどこれは考へられていない。その  
考へられていないという点は、いろい  
ろこれから先の問題として質問したい  
と思ひますが、一つの大きな政治的問  
題としては、この自治警察の連合会と  
いふものができなければならなかつた  
一つの経緯といふものが、政府には考  
えられていなかつたのではないかと考  
へる。これは従来中央集権的でありま  
した日本警察制度といふものが急に改  
められ、自治警察になつて現われて来  
た。これは確かに法の上では公安委員  
会の運営管理にまつといふことになつ  
ておりますが、公安委員といふもの  
はできるだけ警察官あるいは官吏とし  
ての経験のないような者で、しろうと  
がよいという解釈で、ほとんどそれら  
の経験のない人がこれに携つておる。  
従つて警察行政自体に對しては、ま  
たくしろうとといふのもよいくらい  
の人たちである。そういう人たちの運  
営管理のもとに、毎日起つて参ります  
幾多の犯罪といふものを、現実に処理  
しなければならぬ警察官としては、  
やはり何らかのよりどころといふもの  
が私は必ずなければならぬと思ひま  
す。従つて技術的な指導を受けたり、  
あるいは技術的な助言をしてもらつた  
りするような場所が必ずなければ、お  
そらく今の公安委員会の制度だけで  
は、實際問題として自治警察の諸君は  
やりにくかつたと思ひます。この点が  
今度の改正法案の中にも忘れられてお  
る。そして單に地方自治警察の弱い  
面、悪い面だけ出されて、ここに集約し  
ようとしておるところに、改正法案の  
一つ一つの大きな欠陥があるのではな  
らうかと考へておられます。従つて自警連

の今までの行き過ぎ等を是正するとい  
うためには、やはり第一線で働いてお  
ります。この警察官諸君の何らかのよ  
りどころをこさえる、そしてこれは決  
して中央集権的なものではなくして、  
さつき申し上げましたように、あるい  
は助言を興え、あるいはものを十分研  
究するといふような機關をこさえる  
といふために、たとえば今ありますよ  
うに、国家消防庁のような形――御承知  
のように消防庁の権限は、全部市町村  
長に移されておられますが、やはり中央  
に国家消防庁といふものがあつて、各  
自治体に移されておられます消防の實際  
的指導といふものは、ここで命令は  
いたさないでございませうが、いろい  
ろなことを示して来ておる。ここにや  
はり消防制度といふものが、現在の段  
階では、ある程度円滑に行つておるの  
ではないか。言葉をかえて言へば、警  
察制度といふものは、親から突き放さ  
れた子供が、めんどろな、ことに戦後  
の複雑した社会に立つて行くために  
は、一人立ちのできない形のままでほ  
うり出されておる。これによりどころ  
あるものをこさえてやれば、今の自治  
警察の機構でも、私はそんなに弱体  
でない行き方ができるのでないか。  
同時にまた自治警察連合会といふもの  
をこさえて、政治的に動かなくとも、  
ある程度活むのではないかと考へるの  
であります。こういう点についての  
總裁としての御意見を伺つておき  
たい。

○大橋國務大臣 ただいま門司君のお  
述べになりました意見は、まことに適切  
な御意見として傾聴いたしましたのであ  
ります。御説の通り消防につきましては  
国家消防庁といふようなものがござい

七

まして、全国の独立しておりまする消防に對しまして連絡、指導あるいは国家としてのサービスといったような機能を果しておるのであります。これに對する機構といたしましては、現在のところ警察におきましては、国家公安委員会が教育あるいは鑑識といふたきわめて限られたる範圍において、さような機能を営んでゐるわけでございます。一般的な警察の運営、指導といふような面につきまして、その面が欠けておるのでございます。これはもとより大きな自治体警察等につきましては、その必要性はそれほど多くないかもしれない。しかし必ずしも絶無ではないでありましようし、ことに中小以下の自治体警察になりますと、そういうたよりどころを求めるところから申しまして、たゞいま拜聴いたしましたる御意見は、そういう意味から申しましてまことにごもつともでありまして、きわめて適切な御意見である、この問題につきましては、なお政府といたしまして今後十分に研究をいたしまして、できるだけ御趣旨に沿つたような方法を実現いたすように努力をいたしたい、かように存する次第であります。

分立することが正しい民主主義の行き方であると考えておりますが、司法権としての法務總裁の権限と、警察行政に對する権限というものが、同じ法務總裁が兼職されてゐるというところは、事務の連絡その他については、非常に都合はよからうと思つて、今までの形から行きますと、やはり警察行政に對しては、司法行政を担当されない國務大臣の方が、行政事務の取扱いの上から行けば、非常に都合がいいのではないかといふように考へる。これは大橋さんに聞くのはあまりよくないと思つて、ほかに聞くのは總理大臣以外にないのですから、一応大橋さんに聞いておきたいと思つて。

○大橋國務大臣 まことにごもつともな御意見でございます。この点は憲法の運用といつたようなことから考へても、政治上また憲法上きわめて重大な問題だと思つて、私といたしましてもさような点について、いろいろ考へてみたことあります。それを申し上げますと、主として憲法のあるいは法律的な見地から申しますと、法務總裁というものは、官制に基きまして固有の権限を持つておるわけでございます。ことに檢察庁に對しましては、一般的な指揮権を與えられておるわけでありまして、ただ警察に對しての私の地位といふものは、何ら官制に根據のないものでございまして、法制的に申しますと、御承知の通り警察法によりまして、警察に對しては國家公安委員会が全責任を負うておるわけでありまして、しかもこれは内閣總理大臣の所轄に屬してはおりますが、その指揮監督を受けておるものではない、こういう解釈になつております。そうしてまたこれは内閣

總理大臣の所轄に屬してはおりませんが、内閣總理大臣と國家公安委員会との間には、何ら中間的な機關というものは法制上規定されておらない。そこで國家公安委員会に關する私の仕事といふものは、大体内閣總理大臣自身に、單に公安委員を任命するといふ際に、閣議において提案する以外に、何ら権限がないわけでございます。ですから公安委員会あるいはその所屬部局に對しては、権限によつて行動するといふことは、内閣總理大臣みずからと申してもない。従つてその事実上のお手伝いをするといふ仕事をお引受けいたしております私としても、そういうことはあり得ないわけでありまして、要するに國家公安委員会は、國務大臣によつて國會に代表され、あるいは閣議に代表されることにはございませぬので、さような閣議との連絡を事実上つづけるという意味におきまして、國家公安委員会の、閣議に對し、あるいは國家に對して説明をし、あるいは要請をするといふ場合に、事実上私がそれを取次するといふ程度でございます。従いまして、憲法上から申しましてこの点について混淆すべからざる権限を、一人でやつておるといふような疑念をさしはさむ余地はない、この考へておるわけでございます。また實際上政治上の点から考へましても、この点は今日まで私のやつて参りましたことを自分で言うのは、はなはだその立場にないと思つて存じますが、これがために支障を生じておるとか、あるいは警察権、檢察権の運用について、その運用上不当な結果を生ずるといふようなことは、少くとも現在までのところなかつた、この考へておる次第でございます。

○門司委員 支障があつてはたいへんでありまして、支障があつたらどうかえしがつかねので、私は支障がないよとに秩序というものはできるだけきちんとしておきたいといふ考へ方で、お話を承つたのであります。それ以上上追究をいたす考へは持つておりませんが、しかし今日までは支障がなかつたと思つて、やはり人でありましてから支障がないとは限りませんので、一応御心境を伺つたわけでありまして、その程度にしておきます。しかし問題は司法権といふものは何といひましても非常に大きな権限であり、同時にきわめて綿密な、あるいは密接な関連性を持つた所管でありますので、われわれといたしましては、相当この点について将来ともあるいは研究をし、さらに意見を申し上げることがあると思つて、一応申し添えておきたいと思つて、その他の問題につきましては、大體概括的な法案の審議をいたします予備的なものといひましては、一応お聞きいたしてありますので、これから実は逐条に入ります前に、同僚各位にきわめて御迷惑であつておきたいと思つて、簡単に一言聞いておきたいと思つて。

今度の改正案を見ますと、實際は悪い面だけが取入れられておつて、今までの警察法を内容的に充實するといふ考へ方が、ちつとも織り込まれていないと思つて。今までの警察法の悪かつた点をどういふふうに直して行くか、最初の説明にも書いてありますように、警察の民主化といふようなものを阻害するものではないといふ意見が、はつきりいたしてあります以上は、やはり現



警察法の改正はきわめて簡単であつて、そういうものの補いだけをされるのであつて、警察法の根本的の改革としては、たとへばそういうことを全部やつても、実際の問題として、弱小の自治警察というものの運営ができないのだということ、当初、昭和二十三年でありましたか、警察制度ができませんときに、われ／＼が考えておつた、たとへば自治警察の単位を二十万にするとか、あるいはせい／＼五万あるいは十万にするとかいうような根本的の改正は、次の段階で行わなければならないところが、今度の警察法の改正では、悪いということをお前提として、そうしてどうしてもお前たちができないのだから、必然的にこれを国家に吸収してやるのだという物の考え方で、警察法が改正されているのじやないかと思ふ。警察法の欠陥について、そうして警察法の改正すべき点を改正しないでおいて、自治体警察が十分に機動性を持つておらないのに、これに対する援助の方法も考えておらない。犯罪の科学的捜査に対する施設というもののめんどうも見てやつていない。財政的な問題も考えていない。そうしてお前の方では満足に働けないから、希望があればおれの方に吸収してやるんだという物の考え方は、私には限りじやないかと思ふ。この点に対する改正されず本旨を、もう少し明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 まことにごもつともな御質問でございます。この点についてお答え申し上げます。政府といたしましては、自治体警察の小さいのが悪いからやめる、こういうのではないのでありまして、やはり根本といたしましては、できるだけ自治体警察というものを育成いたしまして、そうして自治体警察としての機能なり、使命なりを十分に果し得るようこれを指導助長して行く。そうすることが現在の警察法の精神から見ても、また警察の民主化という上から言つて必要である、こういう根本的な考えを持つておりまして、今回の改正案におきましても、たとへば従来自治体警察が国家地方警察に援助を求め、これはどうしても自治体警察の単位というものが小さいのでございますから、非常の場合において援助を求めるとは、当然の事柄でございます。この際におきまして、従来は費用については何ら規定がなかつたのでございますが、今回の改正案におきまして、援助を求められた場合の応援に対する費用というものは、国庫で負担をするという趣旨を明らかにいたして行くのであります。それからまた自治体警察の管轄内におきまして、国家地方警察が都道府県知事の要請によつて活動するという規定を入れておきますが、これなども現在の自治体警察というもののあり方から見ますと、どうしても国家地方警察がその自治体の公安委員会の要請をまたずし、ある種の案件にどうしては活動するという必要が治安上どうしても必要である、この認められて行くわけでありまして、これにつきましても国家地方警察の側から活動をして行くという何らかの方法を設けるといふことは、これによつて自治体警察に伴う、また伴いがちの現在の欠陥をそれだけ正す。このことはそれによつて自治体警

察の機能の不完全なところを補うわけでございます。やはり自治体警察に對する一つの育成的な考え方、こういうふうな私どもは考へて行くわけでございます。悪いからそこを直すといふふうには言われませんが、決してそれだけではないのでありまして、悪いところを直すといふことは、結局悪いところを直すことによつて、自治体警察といふものの悪いところをなくして行くわけでございます。それは結局自治体警察をして真に現在の治安のために役立つことになるのでございまして、考え方といたしましては、自治体警察は悪いからこれを圧迫するという考え方ではなく、悪いところをできるだけ国家の力によつて補うことによつて、自治体警察の機能をできるだけ十分に進行して行く、こういう根本的な考え方に基づいておるのでありまして、この点を御了解願ひたいと思ひます。

なおその他に、たとえば科学的捜査の面であるとか、あるいは財政の面であるとか、あるいは警察官の昇進の問題、こういう問題についてどう考へるかというお話でございました。これは一々まつたく同感でございまして、科学的捜査につきましても、各自治体においてその単位が小さいために、個々に維持することのできないような施設は、これは国家地方警察が維持いたしまして、各自治体の使用にまかせる。こういうことはむしろ必要であると思ひまして、予算の許す限りさうな方向に、ただいま進めておるわけであり

警察法の問題でございしますから、この改正の中に入れてございします。しかしそれよりも、一般的な警察費に對する財源としての平衡交付金、これは決して現在で十分という考へてはないのでございまして、国家公安委員会にいたしましては、あらゆる機会にできるだけこれが増額をはかりまして、これによつて地方の負担を軽減いたしますと同時に、自治体警察の強化をはかつて行きたい、こういうことが、この間多少の増額も認められておるが、今後においても引き続き努力をいたす考へであるといふことは、もとより言うまでもないところであります。

それから警察官の昇進の問題でございしますが、これは何分にも小自治体警察といふものの範囲が小さいために、すべての警察官をして適當なる機会に、適當なる昇進の道を開くといふことはむずかしいのでございまして、これを可能ならしめるためには、どうしても人事の交流といふ道を開かなければならぬと思つております。これは現在警察法自体によつて制限をされておるものではございしませんので、實際上の慣行として制限をされておるような次第でございします。公安委員会といたしましては、できるだけかような方法によつて昇進の道を開くことが、小さな自治体に優秀な警察官を迎え入れる適切な方法である、こういう考へのも

とに、できるだけさうな道を開きたり、こう考へて行く／＼な機会に努力をいたしておるわけでございます。この点は今後とも努力をいたしたいと思ひます。

さておるものであります。しかし警察法自体の規定から来たものではないのでございまして、それで一応改正案には、何ら関係なく、入つておりませんが、そういうことが適當なる方法であり、また必要な方法である、これに努力をいたしたいという考へは、別途に持つておることを申し添えておきます。

○門司委員 もう一つ聞ひおきたいと思ひますことは、今のお話の中で、一番重要な問題が忘れられておると私は思ひます。今日の自治警察のいけな

ております、この説明書の中にもありますほんとうの民主警察をこしらえようとするならば、やはり警察が民衆から信頼される警察になるということが、治安維持の一番大きな問題だと思ふ。ことに現在の日本の状況から考へて行きますと、たとえば一例をあげてみましても、大分古い例ではあります、平の警察事件のごときは、警察が占領されても、平市の人はそれに何ら関心を持っておられない。一体平市の人はどれだけ応援したか、自分たちの生命財産を守る警察署が襲われて、警察署が占領されておつても、その地方の住民が、これにはほとんど無関心であつたというような事実は、明らかに、私は警察というものが民衆から離れていゝ一つの大きな示唆だと思ふ。警察力によつて日本の治安を完全に保持して行こうとするには、どうしてもわれわれはこの民衆と警察との密接な結びつきというものが一番大きな問題だと思ふ。従来のような、天皇の警察官ではない今日の警察官では、ことさら私は、そういうものが必要だと思ひますが、この警察法の改正を見ますと、やはりそういう点が割合に考えられておらないで、ただ権力のみによる治安の維持を考えられておるように、私は見受けるのであります。これではどんなに改革をして参りましたも、なか／＼われ／＼が考へておる民主警察というものは、ほど遠いことだと考へる。この点についても改正案に何ら織り込んだ点がないのであります、そういうことを考へておられたかどうか、これに対してお伺いしておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 ただいまのお説につきましても、全然同感でございます、民主警察の根本といひますか、やはり警察と民衆との結びつきをできるだけ緊密ならしめ、そうして警察というものが、ほんとうに国民の生活に即したまたそれに溶け込んだものになつて行く、また一般の国民の感じの中に親しいものとして考へられる、そういうことが必要である、こう考へておるのであります、さような方向にできるだけ持つて行きますためには、警察の運営におきましても十分に考へなければならぬ。また警察をできるだけ国民に知らしめるというような方法を考へなければならぬ、こう思つております。しかしいづれにいたしまして、それは現在の制度の改正、すなわち警察法の改正という問題とは、並行して別途に進むべきものである。こういう考へのもとに改正法案それ自体には、その問題は取上げないという次第でございます。

○野村委員 警察法の改正に關しましては、その重要性にかんがみまして、今国会休会前にあつたつては、本委員会においても慎重に討議されたわけ、大体において非常にこの案の重要なポイントに対して、委員会から御質疑があつたのですが、何といつても実体に入りまして、審議をして行かないと、とかく抽象的に流れると思ひますので、本日の委員会はこの程度にいたしまして、明日の委員会におきましては、包括質問を含めながら逐条審議——法務総裁も本日は参議院の方から御出席の予定ださうでありますから、委員各位の御了解を得まして、明日から逐条審議に入られんことを動議として、提出したいと思ひます。

○前尾委員長 野村君の発議に御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○前尾委員長 御異議がないようですから、さようにいたしたいと思ひます。  
それでは本日はこれにて散会いたします。  
午後零時五十八分散会